

市第78号議案

横浜市土地利用審査会条例の一部改正

横浜市土地利用審査会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月3日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市土地利用審査会条例の一部を改正する条例

横浜市土地利用審査会条例（昭和49年12月横浜市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第2条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

（組織）

第2条 審査会は、委員7人以内をもって組織する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に伴い、横浜市土地利用審査会の組織に関する規定の整備を図るため、横浜市土地利用審査会条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市土地利用審査会条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（組織）

第2条 審査会は、委員7人以内をもって組織する。

（委員の任期）

第3条 （本文省略）
第2条

（会長）

第4条 （本文省略）
第3条

（会議）

第5条 （本文省略）
第4条

（関係者の出席等）

第6条 （本文省略）
第5条

（幹事）

第7条 （本文省略）
第6条

（庶務）

第8条 （本文省略）
第7条

（委任）

第9条 （本文省略）
第8条